

平成 26 年 10 月 30 日

ご利用の皆様へ デング熱対策 第 3 報

国立オリンピック記念青少年総合センターの立ち入り禁止区域解除等について

日頃より、国立オリンピック記念青少年総合センター（以下、「センター」という。）をご利用いただき、感謝申し上げます。

センターでは、デング熱の発生により隣接する代々木公園 A 地区が閉鎖されたことを受け、デング熱対策として 9 月 5 日（金）から立ち入り禁止区域の設定、一部施設の利用中止、及び「デング熱国内感染事例発生時の対応・対策の手引き 地方公共団体向け（第 1 版）」（平成 26 年 9 月 12 日 国立感染症研究所）を参考に、9～10 月にかけて 7 回の殺虫剤散布及び幼虫成長抑制剤投入などの対策を実施しました。

このたび、代々木公園の 10 月 31 日からの再開を受け、また 10 月 29 日のセンター内の蚊の生息調査においても捕獲がないことから、11 月 1 日（土）より立ち入り禁止区域を解除し、
野外活動広場、桜花亭、テニスコートの利用を再開します。

長い間、ご心配ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

利用者の皆様には、蚊が大幅に減少する季節となりますが、引き続き蚊の刺咬にご注意いただき、ご利用くださいますようお願いいたします。